

(様式第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

平成29年10月1日

鴻巣市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第4項の規定において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				八幡田、寺谷、三ツ木川面、市ノ縄、箕田（八幡田地区農地保全会・寺谷地区保全会の組織統合及び対象面積拡大）	無	平成28年度～平成32年度	箕田農地環境保全会

※事業の種類 1号事業：多面的機能支払交付金、2号事業：中山間地域等直接支払交付金、3号事業：環境保全型農業直接支払交付金、4号事業：その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業